



生活保護法律相談 スタート



2007 年度担当副会長 小林 七郎 (36 期)

本年4月から当会の池袋及び北千住の法律相談センターで生活保護法律相談をスタートさせました。池袋では毎週火曜日午後1時～4時までの間、北千住では毎週木曜日、同じ時間帯で無料相談を行います。

格差社会と言われる今日、生活保護の現場では、水際作戦と称して要保護者からの申請を窓口で拒否したり、生活保護費の切り下げや生活保護利用者に対する実態を無視した就労指導等が行われていると言われています。

日弁連は、2006年の釧路の人権擁護大会において、「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人の尊厳に値する生存を実現することを求める決議」を採択し、社会保障の充実や生活保護制度の運用の改善等を提言しました。その一環として、東京三弁護士会においては、2006年度から生活保護110番を実施しています。相談件数は2006年度は10件未満、2007年度は43件でしたが、生活に困窮し生活保護を必要としている人々や保護費を引き下げられた人々の数は到底このような数字ではないと考えられます。しかるに当会では、生活保護問題についての相談窓口がなく、相談から代理申請を受任するシステムも存在しませんでした。一般の法律相談やクレサラ相談等の一環として対応してきただけでした。特別の研修も行っていなかったため、相談に対する回答が適切でなかったり、弁護士による代理が必要な場合でも受任できないといったケースもありました。

そこで、当会に「生活保護法律相談センター」を設置し、市民から生活保護に関する法律相談を受け、更に相談担当者が生活保護の代理申請や生活保護の却下、変更、停止等に対する審査請求手続の代理を受任する制度を立ち上げ、これを本年4月からスタートさせたものです。

生活保護法律相談、代理申請、審査請求手続の代理、法テラスの利用の仕方等の相談担当者に対する研修の実施と相談担当者名簿等の作成は人権擁護委員会の所管事項とし、この相談を法律相談センター運営細則第4条の特別事件として位置づけ、実際の相談実務は池袋と北千住の法律相談センターが担当しています。

この制度は、生活困窮者を対象とするので、法テラスとの連携が不可欠です。法律相談は法テラスの本来事業ですから相談担当者には法テラスから相談日当が支払われます。生活保護申請手続等の代理は、日弁連から法テラスに委託された委託援助事業として実費2万円、報酬52,500円が支払われます。また、生活保護相談に付随して破産手続や家事事件を代理するときは、法テラスへの持ち込み事件として民事法律援助の対象になりますから、法テラスの審査が通ればその分の実費と着手金、報酬も支払われます。

相談担当者は、当面人権擁護、消費者、高齢者・障害者、法律相談センター運営の各委員でかつ研修を受けた者でスタートしましたが、次回の名簿作成の際には公募することを予定しています。若い会員の皆様には、是非この問題に関心を持ち、多数の皆様に応募していただきたいと思います。

この制度を定着させるためには、発足当初だけでなく、年間を通して相当数の相談件数を維持し、更に拡大していかなければなりません。そのためには、当会が定期的に広報を行うなど、市民に知ってもらうための努力が必要です。

社会の格差是正の最初の第一歩として、この制度が定着し、発展していくことを心から願っています。

- 池袋 法律相談センター TEL.03-5979-2855
- 北千住 法律相談センター TEL.03-5284-5055